

ジャパニーズ・イン・グループ準会員に関する規定

第1条 準会員はグループの裾野を広げ、外国人利用者の便宜を少しでもよくすることを目的とする。これにより各県の県庁所在地に1件以上のグループ館が存在するよう努力する。

第2条 準会員の入会審査は正会員に対する「ジャパニーズ・イン・グループ選考基準とその心得」に適合する施設とする。ただし原則として書類審査により決定し、選考料は徴収しない。

第3条 会費・入会金・版代は次の通り

会費	年間	30,000円
入会金		15,000円
版代		5,000円

第4条 クレームが発生し、宿泊施設側に非がある場合には除名を勧告する場合がある。

第5条 総会への出席は認めないただし懇親会（会費10,000円）、研修会（実費負担）については出席を認める。

第6条 グループの総合パンフレットへの掲載は従来より簡略化したものとする。
（施設名・住所・電話番号・FAX番号・ホームページアドレス・メールアドレス等掲載）

第7条 グループのホームページへの掲載も従来より簡略化したものとし、リンクは認めない。

第8条 正会員になる場合には、新たに審査を受けなければならない。

第9条 この規定の変更は理事会の議決による。

付 則

この規定は平成15年5月13日より施行する。